

(別紙3-2) *別紙3の補足

助成対象経費

助成金の交付対象となる経費は、人件費、事務費及び機械器具とする。

1. 人件費とは、資料整理等に要した役務費(常勤又は臨時に雇用された者の賃金及び謝金等)をいう。
但し共同研究者については研究者と同様、謝金の対象にはなりません。
2. 事務費とは、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、図書費、光熱水費、旅費交通費、事務用品費、会議費、賃借料、及び損料等をいう。
旅費は、海外・国内の学会は含みません。

※ガソリン代 走行距離×単価(10 10Kmで計算)

3. 機械器具とは、取得した単価が10万円以上の機械器具をいう。
機械器具の取得は、助成事業が終了するまで本財団に帰属し、その後は譲渡するものとする。
4. パソコン等は助成金には含みません。

【重要】

※助成金専用口座は、当該助成事業完了時の平成29年3月31日、または3月31日を過ぎた出来るだけ早い日に解約をして下さい。

※助成対象経費に係わる領収証・口座解約済通帳(共に複写)を、必ず添付してご提出下さい。